

令和6年度 立川市立第六小学校PTA臨時総会

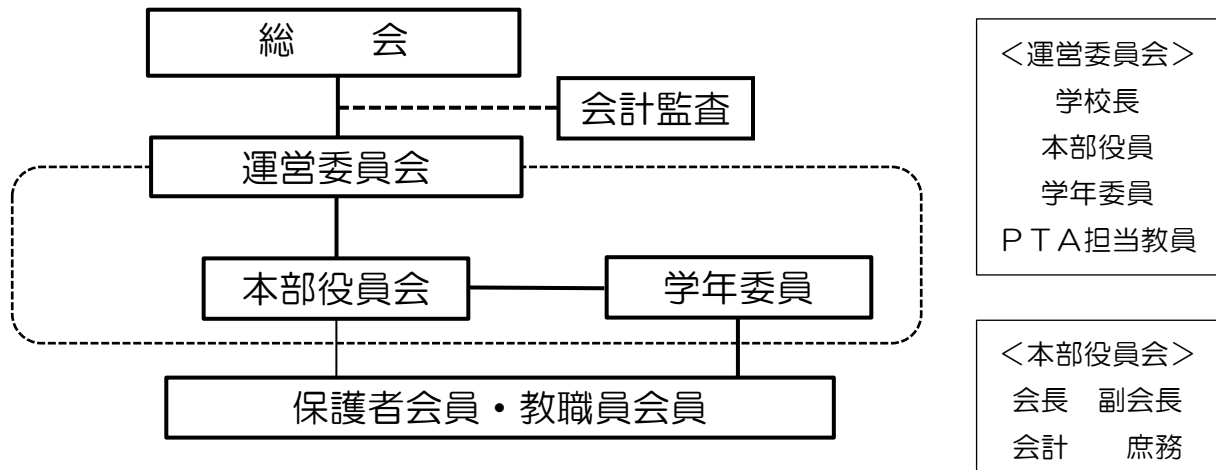
議 案 書



今回の臨時総会は、書面にて決議を行う書面総会として開催します。
この議案書をよくお読みいただき、『書面表決書』を12月2日(月)
までに提出してください。

【立川市立第六小学校PTA概要】

1. 六小PTA組織図



- ### PTA関連団体
- ◆三中校区PTA連絡協議会
立川三中、三小、六小、七小のPTAによる連絡協議会。
 - ◆立川市立小学校PTA連合会（小P連）
立川市立小学校各校のPTA会長が集まり、市教育委員会との懇談等を行っています。

- ### 羽衣町各種団体
- ◆青少年健全育成羽衣地区委員会（青少健）
 - ◆羽衣町子ども会連合会（羽子連）
 - ◆自治連羽衣支部（10町会自治会）
 - ◆羽衣町文化会・羽衣町体育会
 - ◆立川・国立交通安全協会羽衣支部（安協）
 - ◆羽衣商店街連合会・東立川商店街振興組合
 - ◆羽衣中央会館管理運営委員会
 - ◆羽衣町各種団体連絡協議会
 - ◆羽衣町老人クラブ連合会

この他にも、羽衣児童館、民生児童委員、青少年委員、保護司会、人権擁護委員、スポーツ推進委員等の皆さんが羽衣町の児童・生徒の育成にかかわっています。

2. 会費及び集金方法

会費……………一家庭あたり年額2,400円

集金方法……学校教材費と同じ口座より、6月に引き落とさせていただきます。

3. 個人情報の取扱いについて

『立川市立第六小学校PTA個人情報取扱規則』に基づき運用いたします。

PTA規約等の改正について

六小PTAでは組織及び活動等を見直し、令和6年度は『試行期間』として活動しています。
見直した内容に則した規約等の改正案について、ご審議をお願いします。

【主な改正内容】 ※〔〕内は該当する改正後の条文

◆PTA規約

- ①合同委員会、エリア会・エリア委員、校外部会・学年部会、役員選考委員会廃止による関連条文の削除及び修正【第12条、第20条他】
- ②学年会について、学年委員のみの記載に修正【第29条、第30条】
- ③総会を原則書面開催にすることに伴う条文の加筆修正【第15条～第19条】
- ④会費の金額を規約改正なく変更できるように条文を修正【第7条】
- ⑤役員選考を本部役員会が担うことに伴う条文の修正【第31条、第32条】
- ⑥本部役員会の役職から書記を削除、正副会長職を複数名代表職とすることも可能とするよう追加【第25条】
- ⑦本部役員・学年委員の任期及び兼務についての変更【第33条、第35条】

◆PTA細則

- ①規約改正に伴う関連条文の削除及び修正
- ②会費についての条文を追加【第2条】
- ③本部役員の職務を一部修正【第4条、第5条、第7条】

◆PTA個人情報取扱規則

- ①エリア委員及び役員選考委員の記述を削除【第4条】
- ②規則の改正を『運営委員会・総会』から『総会』に変更【第19条】

六小PTA規約改正案

六小PTAの現状と今後を見据え、以下のとおり規約を変更することを提案します。

【令和6年10月29日 最終稿】

改正前	改正後	改正理由等
第1章～第4章は変更箇所がないため、省略		
<p style="text-align: center;">第5章 会員</p> <p>第5条 この会の会員資格は、次のとおりとする。 (1) 第六小学校に在籍する児童の保護者 (1家庭を1会員とする) (2) 第六小学校に勤務する教職員 (以下「教員」という。校長は含まれない)</p> <p>第6条 入会および退会については以下のとおりとする。 (1) 入会届の提出をもって入会したものとみなす。 (2) 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。 (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会になる他、退会届の提出、または所定の退会手続きをもって退会することができる。</p> <p>第7条 この会の会員は、会費として1家庭月額250円を納めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 会員</p> <p>第5条 この会の会員資格は、次のとおりとする。 (1) 第六小学校に在籍する児童の保護者 (1家庭を1会員とする) (2) 第六小学校に勤務する教職員 (以下「教員」という。校長は含まれない)</p> <p style="color: red;">2 会員は、全て平等の権利と義務を有する。</p> <p>第6条 入会および退会については以下のとおりとする。 (1) 入会届の提出をもって入会したものとみなす。 (2) 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。 (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会になる他、退会届の提出、または所定の退会手続きをもって退会することができる。</p> <p style="color: red;">第7条 この会の会員は、年1回会費を納めなければならない。金額等については、細則に定める。(細則第2章)</p>	<p>全ての会員は平等の権利と義務を有することを明文化。 <u>権利とは『活動への参加』、『意見の表明・発言権』、義務とは『総会の議決参加』、『会費の納入』のことであり、活動への参加や役員強制するという意味ではない。</u></p> <p>会費を月額制から年額制にし、金額等を逐一規約改正せずに設定できるようにする。</p>
第6章は変更箇所がないため、省略		

<p style="text-align: center;">第7章 機関</p> <p>第12条 この会の円滑な運営と活動の推進をはかるため、次の機関をおく。</p> <p>(1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 合同委員会 (4) 本部役員会 (5) 学年会 (6) エリア会 (7) 学年部会 (8) 校外部会 (9) 役員選考委員会</p> <p style="text-align: center;">第8章 総会</p> <p>第13条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関であり、会長が召集する。</p> <p>第14条 総会は定期総会および臨時総会とする。</p> <p>第15条 定期総会は、年度初めに開催し、次の事項について、報告の承認または議事の議決を行う。</p> <p>(1) 前年度の活動報告および決算報告（特別会計を含む） (2) 会計監査報告 (3) 新年度の活動計画および予算（特別会計を含む） (4) 新本部役員候補者および新会計監査候補者の役員選考委員会からの報告と承認 (5) その他重要事項</p> <p>第16条 総会における議決権は、各会員1票とする。</p> <p>第17条 定期総会は、委任状を含めた会員数の二分の一以上の出席をもって成立し、議決は出席会員数の過半数による。</p> <p>2 臨時総会は、運営委員会、または会員の十分の一以上の要求があったとき開催することができる。臨時総会の成立および議決は、定期総会に準じる。</p> <p>第18条 臨時総会は、出席による手間を省くとともに、委任状ではなく全会員の意思を反映させ</p>	<p style="text-align: center;">第7章 機関</p> <p>第12条 この会の円滑な運営と活動の推進をはかるため、次の機関をおく。</p> <p>(1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 本部役員会 2 必要に応じて、運営委員会の議決により特別委員会を設置することができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 総会</p> <p>第13条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関であり、会長が召集する。</p> <p>第14条 総会は定期総会および臨時総会とする。</p> <p>第15条 総会審議は書面形式によるものとする。但し、会員の出席が必要と運営委員会が認めた時は対面形式（オンラインによるものを含む）とする。</p> <p>第16条 総会における議決権は、各会員1票とする。</p> <p>第17条 定期総会は、年度初めに開催し、次の事項について、報告の承認または議事の議決を行う。</p> <p>(1) 前年度の活動報告および決算報告（特別会計を含む） (2) 会計監査報告 (3) 新本部役員候補者および新会計監査候補者の報告と承認 (4) 新年度の活動計画および予算（特別会計を含む） (5) その他重要事項</p> <p>第18条 定期総会は、会員数の二分の一以上の表決書の提出（電磁的記録を含む）または出席をもって成立する。但し対面形式の場合は委任状を認める。 2 議決は表決書の提出者または出席者の過半数を</p>	<p>合同委員会と運営委員会の統合及び、学年会、エリア会、学年部会、校外部会、役員選考委員会を廃止するため。</p> <p>※必要な場合は特別委員会として設置することが可能。</p> <p>ここ数年、定期総会が書面形式での開催になっているため、書面形式での開催を基本とすることとした。</p> <p>定期総会議案書における議案の順番と統一するための変更。</p> <p>定期総会を原則書面形式で行うことに伴う変更。</p>
--	---	---

合理的かつ民主的な議決権の行使のために、書面決議によって代えることができる。(書面総会)

第9章 運営委員会

第19条 運営委員会は、総会につく議決機関であり、構成は次のとおりとする。

- (1) 各学年委員より1名
- (2) 各エリア委員より1名
- (3) 本部役員
- (4) 校長およびPTA担当教員

2 運営委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 総会において議決された事項の執行
- (2) 各機関の連絡調整
- (3) 総会に提出する議案等
- (4) その他必要な事項

3 運営委員会は、本部役員および会計監査の欠員の補充をすることができる。

第20条 役員選考委員会委員長は必要に応じ、運営委員会に出席することができる。

第21条 運営委員会は、会長が招集し開催する。

2 本部役員会または運営委員会構成人員の五分の一以上の要求がある場合は、会長は速やかに運営委員会を招集する。

第22条 運営委員会は、全員一致による議決に努めることとし、採決を要する場合は、出席人員の過半数により議決する。

第23条 運営委員は、各機関の代表者として各機関の意思を代弁し、運営委員会の決定または関係事項について所属機関の会員への周知に努めるものとする。

もって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。

第19条 臨時総会は、運営委員会の承認、または会員の十分の一以上の要求があったとき開催することができる。臨時総会の成立および議決は、定期総会に準じる。

第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は、総会につく議決機関であり、構成は次のとおりとする。

- (1) 各学年委員
- (2) 本部役員
- (3) 校長およびPTA担当教員

2 運営委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 総会において議決された事項の執行
- (2) 各機関の連絡調整
- (3) 総会に提出する議案等
- (4) その他必要な事項

3 運営委員会は、本部役員および会計監査の欠員の補充をすることができる。

第21条 特別委員会が設置されている場合、その委員長は必要に応じ、運営委員会に出席することができる。

第22条 運営委員会は、会長が招集し開催する。

2 本部役員会または運営委員会構成人員の五分の一以上の要求がある場合は、会長は速やかに運営委員会を招集する。

第23条 運営委員会は、全員一致による議決に努めることとし、採決を要する場合は、出席人員の過半数により議決する。

規約第12条の改正に伴う変更

<p style="text-align: center;"><u>第10章 合同委員会</u> —省略—</p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 本部役員会および本部役員</u></p> <p>第27条 本部役員会は運営の責任をもつ機関で、運営委員会の議決に従ってこの会を運営する。</p> <p>第28条 本部役員会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 副校長、保護者3名程度 (3) 会計 保護者2名 (4) 書記 保護者2名程度 (5) 庶務 保護者2名程度</p> <p>第29条 本部役員会は会長が招集して随時開催する。</p> <p>第30条 本部役員会の運営および本部役員の任務については、細則に定める。(細則第2章)</p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 会計監査</u></p> <p>第31条 会計監査は、この会の会計を監査し、定期総会に報告する。</p> <p>2 会計監査は、保護者2名、教員1名とする 3 会計監査は、すべての会議に出席できるが、議決権を持たない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第13章 学年会</u></p> <p>第32条 学年会は学年ごとの会員で構成され、学年活動を推進するために必要な協議と執行ができる機関である。</p> <p>2 互選により学年ごとに学年委員2名程度を置く。 3 学年会は学年委員が招集して随時開催することができる。</p> <p>第33条 学年会の運営および学年委員の任務について</p>	<p style="text-align: center;"><u>第10章 合同委員会</u> →削除</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 本部役員会および本部役員</u></p> <p>第24条 本部役員会は運営の責任をもつ機関で、運営委員会の議決に従ってこの会を運営する。</p> <p>第25条 本部役員会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 副校長、保護者3名程度 (3) 会計 保護者2名 (4) 庶務 保護者2名程度</p> <p>2 会長及び副会長に代わり、複数名の代表職とすることもできるものとする。</p> <p>第26条 本部役員会は会長が招集して随時開催する。</p> <p>第27条 本部役員会の運営および本部役員の任務については、細則に定める。(細則第3章)</p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 会計監査</u></p> <p>第28条 会計監査は、この会の会計を監査し、定期総会に報告する。</p> <p>2 会計監査は、保護者2名、教員1名とする 3 会計監査は、すべての会議に出席できるが、議決権を持たない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 学年委員</u></p> <p>第29条 会員の互選により学年ごとに学年委員を2名以上置く。</p> <p>第30条 学年委員の任務について必要な事項は、細則に定める。(細則第4章)</p>	<p>本部役員の職務内容精選による変更。</p> <p>学年会廃止に伴い、学年委員に関する記述のみに変更。</p>
---	--	---

て必要な事項は、細則に定める。(細則第3章)

第14章 エリア会

—省略—

第15章 学年部会および校外部会

—省略—

第16章 役員選考委員会

第40条 第28条に定める本部役員、第31条に定める会計監査の選考事務を取り扱うため役員選考委員会をおく。

第41条 役員選考委員会の構成ならびに運営について必要な事項は、細則に定める(細則第6章)。

第17章 役員、会計監査等の任期

第42条 本部役員、会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期に限り3年を限度とする。

2 各委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じて補充された場合、任期は前任者の残任期間とする。

第43条 役員選考委員会の委員の任期は、新年度定期総会までとする。

第18章 兼任

第44条 本部役員および各委員は、他のいずれの役職も兼任することができない。

第45条 会計監査は、他のいずれの役職も兼任することはできない。

2 会計監査をPTA担当教員が兼任することはできるものとする。

第14章 エリア会 →削除

第15章 学年部会および校外部会 →削除

第13章 役員の選考

第31条 第25条に定める本部役員、第28条に定める会計監査の選考は、本部役員会にて行う。

第32条 確定した新本部役員候補者および新会計監査候補者は、定期総会で報告し承認を求めものとする。

第14章 役員、会計監査等の任期

第33条 本部役員、学年委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、本部役員の同一役職での任期は連続3年を限度とする。

2 会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じて補充された場合、任期は前任者の残任期間とする。

第34条 特別委員会の委員の任期は、設置から解散までとする。

第15章 兼任

第35条 本部役員および学年委員は、他のいずれの役職を兼任することができるものとする。ただし、会長と会計を兼任することはできない。

第36条 会計監査は、他のいずれの役職も兼任することはできない。

役員選考を本部役員会が担うことに伴う変更。

本部役員については、同じ人が長期間同一役職に就くことを極力避け、多くの人にPTA運営に参加してもらいたいと願い、今回提案した。

また、本部役員会や学年委員の人数が集まらず、PTA活動に支障をきたすことも避けたいため、併せて兼任についての変更も提案した。

<p style="text-align: center;">第19章 規約等の改正</p> <p>第46条 この規約は、総会において出席会員数の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。</p> <p>第47条 この会の運営に関して必要な細則および規程類は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定または変更することができる。ただし、この場合総会の事後承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第20章 補則</p> <p>第48条 校長は、学校を代表して、総会、運営委員会、本部役員会等に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第49条 この会が全体で取り組む活動または参加する活動については、ひろく会員に協力員として協力を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>附則 この規約は、令和2年7月31日から施行する。(一部改正)</p>	<p>2 会計監査をPTA担当教員が兼任することはできるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第16章 規約等の改正</p> <p>第37条 この規約は、総会において出席会員数の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。</p> <p>第38条 この会の運営に関して必要な細則および規程類は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定または変更することができる。ただし、この場合総会の事後承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第17章 補則</p> <p>第39条 校長は、学校を代表して、総会、運営委員会、本部役員会等に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第40条 この会が全体で取り組む活動または参加する活動については、ひろく会員に協力員として協力を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>附則 この規約は、令和2年7月31日から施行する。(一部改正)</p> <p>附則 この規約は、令和6年12月5日から施行する。(一部改正)</p>	
--	--	--

六小PTA細則改正案

六小PTA規約改正に伴い、以下のとおり細則等を変更することを提案します。

【令和6年10月29日 最終稿】

改正前	改正後	改正理由等
第1章は変更箇所がないため、省略		
<p style="text-align: center;"><u>第2章 本部役員会の運営および本部役員の任務</u> (規約第30条)</p> <p>第2条 本部役員会の会議は全員一致を原則として、執行の連帯責任を負う。 2 本部役員会はこの会の各機関の活動を助け、または協力し、必要な調整に努めるものとする。</p> <p>第3条 会長は次の職務を行う。 (1) この会を代表し、会務を統轄する。 (2) 総会および運営委員会を招集する。 (3) 合同委員会、本部役員会を招集する (4) 他の団体、機関に対してこの会を代表する。</p> <p>第4条 副会長は次の職務を行う。 (1) 会長を補佐し、会長不在のときは、職務を代行する。 (2) 学年部会および校外部会の活動を助け、本部役員会との連携、協力を努める。 (3) 学校および地域諸団体との連携、協力を努め</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 会費 (規約第7条)</u></p> <p>第2条 会費については、定期総会にて承認された予算を基に金額を定めるものとし、集金前に金額と集金方法を全会員に告知する。 2 転出入による年度途中の入退会の場合、1学期中はその年の会費の全額を、2学期中は半額を集金または返金することとし、3学期中については集金及び返金はしない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 本部役員会の運営および本部役員の任務</u> (規約第27条)</p> <p>第3条 本部役員会の会議は全員一致を原則として、執行の連帯責任を負う。</p> <p>第4条 会長は次の職務を行う。 (1) この会を代表し、会務を統轄する。 (2) 総会および運営委員会を招集する。 (3) 本部役員会を招集する。 (4) 他の団体、機関に対してこの会を代表する。</p> <p>第5条 副会長は次の職務を行う。 (1) 会長を補佐し、会長不在のときは、職務を代行する。 (2) 総会、運営委員会、本部役員会の議事運営と記録を行う。 (3) 学校および地域諸団体との連携、協力を努める。</p> <p>第6条 会計は次の職務を行う。</p>	<p>規約第7条と同様、逐一総会での改正を必要とすることなく柔軟に会費徴収を進められるようにするため。</p> <p>合同委員会廃止に伴う条文変更。</p> <p>書記の廃止、及び副会長の職務内容の見直しに伴う条文変更。</p>

<p>る。</p> <p>第5条 会計は次の職務を行う。</p> <p>(1) この会の会費の集金を行い、会計事務を管理する。</p> <p>(2) 会長とともに、次年度の予算案を作成する。</p> <p>(3) 総会において予算の説明、決算および資産の報告を行う。</p> <p>第6条 書記は次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会、運営委員会、合同委員会、本部役員会のそれぞれの会議録の責任を負う。</p> <p>(2) この会の各機関の会議開催について連絡調整する。</p> <p>(3) この会の記録を管理する。</p> <p>(4) この会の運営や活動の推進と個々の会員の教育に対する理解を深めるために必要な広報活動に協力する。</p> <p>第7条 庶務は次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会、運営委員会、合同委員会、本部役員会のそれぞれの会議の事務を行う。</p> <p>(2) この会の関係書類を管理する。</p> <p>(3) 副会長・書記の補佐をする。</p> <p>第3章 学年会の運営および学年委員の任務 (規約第33条)</p> <p>第8条 学年会は学年の児童および保護者と担当教員の交流や、学校生活において家庭と学校の連携をはかる。</p> <p>第9条 学年会は必要な事項を協議し、自主的に活動することができるが、他の学年や機関の支障となるような議決や活動は行わないものとする。</p> <p>第10条 学年委員は相互に協力し合い、学年会が円滑に運営されるように努める。</p> <p>第11条 学年委員は学年部会に出席して他の学年会と情報交換を行い、連携を深める。</p>	<p>(1) この会の会費の集金を行い、会計事務を管理する。</p> <p>(2) 会長とともに、次年度の予算案を作成する。</p> <p>(3) 総会において予算の説明、決算および資産の報告を行う。</p> <p>第7条 庶務は次の職務を行う。</p> <p>(1) この会の関係書類を管理する。</p> <p>(2) この会の備品および消耗品を管理する。</p> <p>(3) 副会長の補佐をする。</p> <p>第4章 学年委員の任務 (規約第30条)</p> <p>第8条 学年委員は相互に協力して学年の児童および保護者と担当教員の交流や、学校生活において家庭と学校の連携をはかる。</p> <p>第9条 学年委員は運営委員会に出席し、活動内容の報告等を行う。</p>	<p>書記の廃止、及び庶務の職務内容見直しに伴う条文変更。</p> <p>学年会の廃止に伴う条文変更。</p>
---	--	---

<p>2 各学年より学年委員1名が運営委員会に学年会を代表して出席し、活動内容の報告等を行う。</p> <p><u>第4章 エリア会の運営およびエリア委員の任務</u> <u>(規約第36条)</u> —省略—</p> <p><u>第5章 学年部会および校外部会の運営と活動 (規約第39条)</u> —省略—</p> <p><u>第6章 役員選考委員会の構成ならびに運営 (規約第41条)</u> —省略— —中略—</p> <p>附則 この細則は、令和2年7月31日から施行する。</p>	<p><u>第4章 エリア会の運営およびエリア委員の任務</u> <u>(規約第36条)</u> →削除</p> <p><u>第5章 学年部会および校外部会の運営と活動 (規約第39条)</u> →削除</p> <p><u>第6章 役員選考委員会の構成ならびに運営 (規約第41条)</u> →削除</p> <p>—中略—</p> <p>附則 この細則は、令和2年7月31日から施行する。 附則 この細則は、令和6年12月5日から施行する。</p>	
---	--	--

六小PTA個人情報取扱規則改正案

六小PTA規約及び細則の改正に伴い、以下のとおり変更することを提案します。**(改正部分のみ掲載)**

【令和6年10月29日 最終稿】

改正前	改正後	改正理由等
<p>(取扱者) 第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員・学年委員・エリア委員・役員選考委員（以下、役員という）とする。</p>	<p>(取扱者) 第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員・学年委員（以下、役員という）とする。</p>	<p>エリア委員、役員選考委員を廃止するため。</p>
<p>(改正) 第19条 本会の「立川市立第六小学校PTA個人情報取扱規則」は、運営委員会・総会において改正する。</p>	<p>(改正) 第19条 本会の「立川市立第六小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。</p>	<p>本規則の改正は規約改正に伴うものがほとんどであるため、総会において改正するものとした。</p>
<p>附則 本規則は、平成30年2月22日より施行する。</p>	<p>附則 本規則は、平成30年2月22日より施行する。 附則 本規則は、令和6年12月5日から施行する。（一部改正）</p>	